

平成29年7月3日

保護者各位

岩手県立遠野緑峰高等学校
校長 阿部 伸

夏季休業中の生活について(お願い)

盛夏の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本校は間もなく夏期休業をむかえます。夏季休業中の生活について、下記のことにご留意され、生徒が心身共に健全で有意義な夏季休業を過ごせるようご協力をお願いします。

記

1 夏期休業期間 平成29年7月22日(土)～8月16日(水)

2 学習について

- (1) 毎日計画的に学習に取り組むこと。また、各教科から出題された課題は、提出期限を守れるよう努力すること。
- (2) 補習授業対象生徒(教科ごとに指名)は、必ず出席すること。特に前期中間考査で40点未満の科目のある生徒は、家庭学習にも力を入れ苦手科目の克服に努めること。

3 日常生活において守るべきこと

- (1) 遠野緑峰生としての自覚を持ち、社会のルールを守って高校生らしい行動を心がけること。
- (2) 午後11時～午前4時の間の外出は深夜徘徊の補導対象になります。生徒だけでの外出は控えてください。特に、女子の夜間の一人歩きや他人の車への同乗は危険であるため絶対しないこと。
- (3) 友人宅への外泊は、保護者が十分監督できるようにしてください。保護者が監督できないような外泊はしないでください。また、生徒だけでの夜釣りも危険なので行わないでください。
- (4) 高校生にふさわしくない場所(パチンコ店、ゲームセンター、年齢制限のある店等)への出入りはしないこと。
- (5) 異性との交際は互いに節度を持ち、不健全な交友や性非行等に発展しないよう注意すること。
- (6) 飲酒・喫煙等の不良行為、暴力行為・窃盗・万引き・薬物乱用(シンナーや覚醒剤)等の刑法犯行為は絶対しないこと。
- (7) スマホ等での興味本位なメールのやり取りやサイトの利用、SNSへの軽率な書き込みはトラブルの原因になります。マナーを守って利用すること。
- (8) 学校に登校しない期間であっても、化粧やパーマや毛染め、ピアスなど、学校

生活で禁止されていることはしないこと。

4 交通安全について

- (1) 交通法規・交通道德守って事故のないように気をつけること。
- (2) 自転車やバイクの点検・整備を行い安全を保つこと。

5 部活動について

- (1) 部活動は各部の計画に基づいて、顧問の指導のもとに活動すること。
- (2) 原則として、8月13日(日)から16日(水)までの4日間は部活動禁止します。

6 その他校外生活について

- (1) 河川等の危険な場所での水泳は禁止します。許可された場所での遊泳も水難事故に遭わないように十分注意すること。
- (2) 保護者を伴わない国内旅行、および海外旅行はあらかじめ届出が必要です。また登山も同様に届け出ること。
- (3) アルバイトは許可制です。事前に「許可願」を提出し許可を得ること。無断アルバイトは、特別指導の対象となります。
- (4) 夏祭り・花火大会等多くの人が集まる場所では非行が発生し易く、被害に遭いやすいため十分注意すること。

※事故が発生した場合は、直ちに学校あるいは担任へ連絡すること。

学校	0198-62-2827
担任	— —